

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、「人と地球に愛される企業を目指します」の経営理念のもと、健全な企業活動の成果を消費者・従業員・投資家・取引先等に還元し、社会的責任を果たしていきます。また、「人と自然をおいしくつなぐ」をコーポレート・メッセージとし、笑顔がおいしい食シーンのお手伝いをすることを使命と考えます。

コーポレート・ガバナンスの体制については、最重要の経営課題として研究を続けていますが、当社においては企業規模等を考慮し、取締役に業務執行権限を委嘱する経営管理組織が適当と考えています。各取締役はそれぞれの経営判断にもとづいて委嘱事項の執行にあたり、同時に執行状況を取締役会に報告し、その監督を受けています。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
公益財団法人はごろも教育研究奨励会	8,783,430	42.53
はごろも高翔会	1,402,200	6.79
後藤康雄	1,300,933	6.30
株式会社静岡銀行	583,220	2.82
農林中央金庫	583,220	2.82
はごろもフーズ従業員持株会	360,977	1.75
株式会社榎本武平商店	300,000	1.45
木内建設株式会社	270,400	1.31
三井物産株式会社	212,000	1.03
東洋製罐グループホールディングス	172,000	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

### 補足説明 [更新](#)

当社は自己株式1,823,181株を保有していますが、上記【大株主の状況】には含めておりません。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少數株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <a href="#">更新</a>	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <a href="#">更新</a>	15名
社外取締役の選任状況 <a href="#">更新</a>	選任している
社外取締役の人数 <a href="#">更新</a>	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <a href="#">更新</a>	2名

#### 会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
木村 恭平	他の会社の出身者										
田口 博雄	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村 恭平	○	—	複数の企業における経営者としての専門的な立場からの監督を期待しました。 当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しています。
田口 博雄	○	—	金融機関および研究・教育機関での経験と見識を有し、特に会社の社会的存在の面からの監督を期待しました。 当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しています。

#### 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数 <a href="#">更新</a>	4名

#### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門は相互に連携を保ち、監査効果の向上に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <a href="#">更新</a>	2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 [更新](#)

2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
林 省吾	その他												
向井地 純一	他の会社の出身者												

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
林 省吾	○	—	行政機関および文化振興機関での経験と見識を有し、特に会社の社会的存在としての役割に対する監査を期待しました。 当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しています。
向井地 純一	○	—	金融機関での経験と見識を有し、特に財務面からの監査を期待しました。当社との間には特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断しています。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプションが会社の業績向上に資するのか、また株主利益の増大に役立つかという視点で研究しています。実施にあたりましては、オプション付与に関する公平さの問題などもあり、慎重に検討していきたいと考えています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社の取締役および監査役に対する報酬等の額は、有価証券報告書をホームページに掲載することにより、公衆縦覧に供しています。取締役および監査役に対する支給人員および報酬は次のとおりです(平成27年3月期)。

取締役(14名)303,934千円(社外取締役は選任していません)

監査役( 5名) 27,284千円(うち社外監査役(3名)9,540千円)

(注)1.取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれていません。

2.上記の支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金額44,868千円(取締役13名に対し42,684千円、監査役5名に対し2,184千円(うち社外監査役3名に対し840千円))が含まれています。

3.連結報酬等の総額が1億円以上の役員はいません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、内規にもとづき算定し、代表取締役社長が職責等を勘案し、決定しています。監査役の報酬は、監査役の協議により決定しています。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専従のスタッフは配置していませんが、総務部に監査役の要請に対し他の業務に優先して対応する従業員を配置しています。

#### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)[更新](#)

- 各取締役はそれぞれの経営判断にもとづいて委嘱事項の執行にあたり、同時に執行状況を取締役会に報告し、その監督を受けています。
- 取締役会は原則として月1回、必要に応じて随時開催しています。
- 経営環境の変化への機動的な対応、経営責任の明確化をはかるため、取締役の任期を1年としています。
- 取締役15名のうち、14名が男性、1名が女性です。
- 監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、また資料調査を行うなどにより取締役の業務執行を適法性・妥当性・効率性の観点から監査しています。毎期、定期株主総会後には当期の監査方針等を取締役会において通知しています。
- なお、経理部長および経理部所管取締役を経験し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する常勤監査役1名を選任しています。
- 当社の社外監査役は、全員が当社と特別の利害関係がなく、高い独立性を有しています。
- 会計監査については、監査法人双研社を選任し監査を受けています。平成27年3月期において会計監査業務を執行した公認会計士は木本恵輔(継続監査年数2年)および貴志豊(継続監査年数4年)、補助者は公認会計士9名、会計士補等1名です。なお、監査法人双研社および業務執行社員と当社との間には特別な利害関係はありません。会計監査人による年2回の監査報告会には、代表取締役とともに監査役・全員経営推進室長も出席し、会計監査による問題点を把握するとともに、必要に応じて意見交換を行います。

#### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由[更新](#)

監査役制度は社外監査役も含め、経営に対する監査体制が有効に機能していると考えます。さらに第86回定時株主総会において、社外取締役を選任し、経営に対する監督体制の一層の強化をはかります。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第86期定時株主総会は、平成27年6月26日に開催しています。
その他	議案説明の補助に、図・グラフ・写真等の映写を利用しています。 株主総会後に株主懇談会を開催しています。

#### 2. IRに関する活動状況 [更新](#)

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL <a href="http://www.hagoromofoods.co.jp/company/ir/">http://www.hagoromofoods.co.jp/company/ir/</a> 決算短信、適時開示資料、IRカレンダー、有価証券報告書、株主の皆様へ、5期連続財務データ、株主優待制度等をご覧いただけます。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ内従業員に「コンプライアンスブック」を配布するなどして周知徹底をはかっています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題担当取締役を設置し、啓蒙・指導に当らせています。 当社ホームページ内に「はごろもフーズの環境への取り組み」ページを設け、考え方や活動状況等を公表しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	コンプライアンスブック、内部情報等管理規程に規定しています。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムは、公正で透明性の高い経営を実現する重要な施策と位置づけ、コーポレートガバナンスの強化や組織風土の改善などと連動させて整備・強化を進めています。

平成18年5月2日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)に関する方針について決定致しました。また、平成20年4月11日、平成24年3月30日、平成26年4月9日及び平成27年4月16日付で一部改訂を行っており、その概要は以下の通りであります。

業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を会社法、会社法施行規則、金融商品取引法の規定にしたがい下記のとおり定める。なお、本件については企業グループ一体となって取り組むものとし、またその有効性を継続的に点検・評価し、改善・強化に努めるものとする。

#### 記

##### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[会社法第362条第4項第6号]

- (1)法令遵守を経営の基本原則とし、社会的良識を備えた市民としての判断基準・行動基準をコンプライアンスブックに定める。
- (2)取締役会は原則として月1回、必要に応じて随時開催し、監査役も出席して重要事項の決定と業務執行状況の監督を行う。
- (3)内部通報制度により不正等の早期発見と発生抑止をはかる。
- (4)反社会的な勢力とは如何なる面においても一切関係を持たない。

##### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[会社法施行規則第100条第1項第1号]

関連規程に則り保存・管理する。

##### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[会社法施行規則第100条第1項第2号]

原材料、為替変動、災害、品質等に係るリスクについては、それぞれの主管部署を定め、継続的な情報収集と分析、および対応策の立案等リスク管理に当たる。

##### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[会社法施行規則第100条第1項第3号]

- (1)取締役に業務執行権限を委嘱することができる。当該取締役はそれぞれの経営判断にもとづいて委嘱事項の執行にあたり、同時に執行状況を取締役会に報告し、その監督を受ける。
- (2)事業本部(生産・販売・開発)、サービス本部(総務・経理)を設け、それぞれに本部長を置いて部門別統括管理を分掌させ、迅速な意思決定をはかる。
- (3)予算統制を分掌する経営企画室、品質保証を分掌するお客様相談部、および内部監査を分掌する全員経営推進室を各本部とは別に置く。
- (4)社長・本部長・経営企画室主管役員による本部長会議により本部間を調整する。

##### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[会社法施行規則第100条第1項第4号]

- (1)コンプライアンスブックの配布等により遵法意識の徹底をはかる。
- (2)重要な管理業務については規程に決裁権限・標準業務手順等を定める。
- (3)業務管理に関する重要事項については複数部署による相互検証等を組み込んだ内部牽制の働く組織編成とする。
- (4)全員経営推進室が業務執行状況の適法性・効率性を内部監査する。
- (5)内部通報制度により不正等の早期発見と発生抑止をはかる。
- (6)反社会的な勢力とは如何なる面においても一切関係を持たない。

##### 6. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

[会社法施行規則第100条第1項第5号]

- (1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制
  - a. 当社の取締役の一部が子会社の取締役を兼務し、重要事項の決定に関与し、業務執行状況を監督する。
  - b. 子会社を管理する担当部署(ユニット)を定め、定期的に必要な情報の収集・分析を行う。
  - c. 当社の部長会・サービス部門会議等の重要会議において、子会社の取締役等が出席し、子会社の業務の遂行状況を毎月報告する。
- (2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. 原材料、為替変動、災害、品質等に係るリスクについて、継続的な情報収集と分析、および対応策の立案等リスク管理の状況を必要に応じ、それぞれの業務を分掌する取締役が取締役会に報告する。
- (3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 子会社を管理する担当部署(ユニット)を定めるとともに、当社グループの基本理念や方針を共有し、業務の整合性の確保と効率的な遂行をはかるため、関係会社管理規程を定める。
  - b. 重要な管理業務については規程類に当社グループ内標準の業務手順を定める。
  - c. 予算統制により当社グループ内各社の業績を管理する。
  - d. 全員経営推進室が子会社における業務執行状況の適法性・効率性を監査する。
- (4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 当社グループと共に共通するコンプライアンスブックの配布等により遵法意識の徹底をはかる。
  - b. 当社グループと共に共通する内部通報制度により不正等の早期発見と発生抑止をはかる。

##### 7. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

[会社法施行規則第100条第3項第1号]

監査役会の事務局を担当する総務部内に、他の業務に優先して監査役の要請に対応する使用者を任命指名し配属するとともに、当該使用者に監査役の指示による調査の権限を付与する。

##### 8. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

[会社法施行規則第100条第3項第2号]

前号の使用者の任命・異動・考課等の決定には監査役会の事前の同意を得る。

##### 9. 監査役の前々号の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

[会社法施行規則第100条第3項第3号]

前々号の使用者に対する監査役の指示は他の業務に優先するものとし、業務分掌規程にその旨を定める。

##### 10. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

[会社法施行規則第100条第3項第4号]

- (1)取締役及び会計参与並びに使用者が監査役に報告するための体制
  - a. 取締役会への出席のほか、部長会・サービス部門会議等の重要会議に監査役の出席を求める。
  - b. 以下に定める事項については速やかに監査役に報告する。
    - (a)法令・定款違反に関する事項
    - (b)品質の欠陥に関する事項
    - (c)会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
    - (d)決算分析および月次決算分析
    - (e)内部監査実施状況
- (2)子会社の取締役等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
  - a. 監査役は子会社の取締役会に出席し、業務執行状況等の報告を受ける。
  - b. 監査役は当社の部長会・サービス部門会議等の重要会議に出席し、子会社の業務の遂行状況等の報告を受ける。

##### 11. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

[会社法施行規則第100条第3項第5号]

当社は監査役へ報告した当社グループの役員および使用者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内に徹底する。

12. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

[会社法施行規則第100条第3項第6号]

当社は、監査役が必要と認めるときは、法律や会計等の専門家を利用できるものとし、その費用は会社が負担する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

[会社法施行規則第100条第3項第7号]

(1)全員経営推進室長は、監査の実効性をより高めるため、監査役および会計監査人が全員経営推進室と定期的に情報・意見を交換する機会を確保する。

(2)総務部長は、内部通報制度の通報内容を全て監査役に報告する。

14. 財務報告に係る内部統制を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うための関連規程を制定し、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、その評価・改善を継続的に行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムのに関する基本的な考え方及びその整備状況」1-(4)、5-(6)に記載のとおりです。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制について

当社は、会社情報の適時・適切な開示を行うため「内部情報等管理規程」でその取扱いを次のとおり定め、管理しています。また、当社グループの行動基準を定めた「コンプライアンスブック」の中で適時・適正な開示の実施を謳い、全役員・従業員にその周知をはかっています。

#### 1. 会社情報の具体的定義

投資家の投資判断等に重大な影響を及ぼす会社情報を「重要事実」(東京証券取引所「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の開示基準に準拠)として、「内部情報等管理規程」で具体的に定め、周知させています。

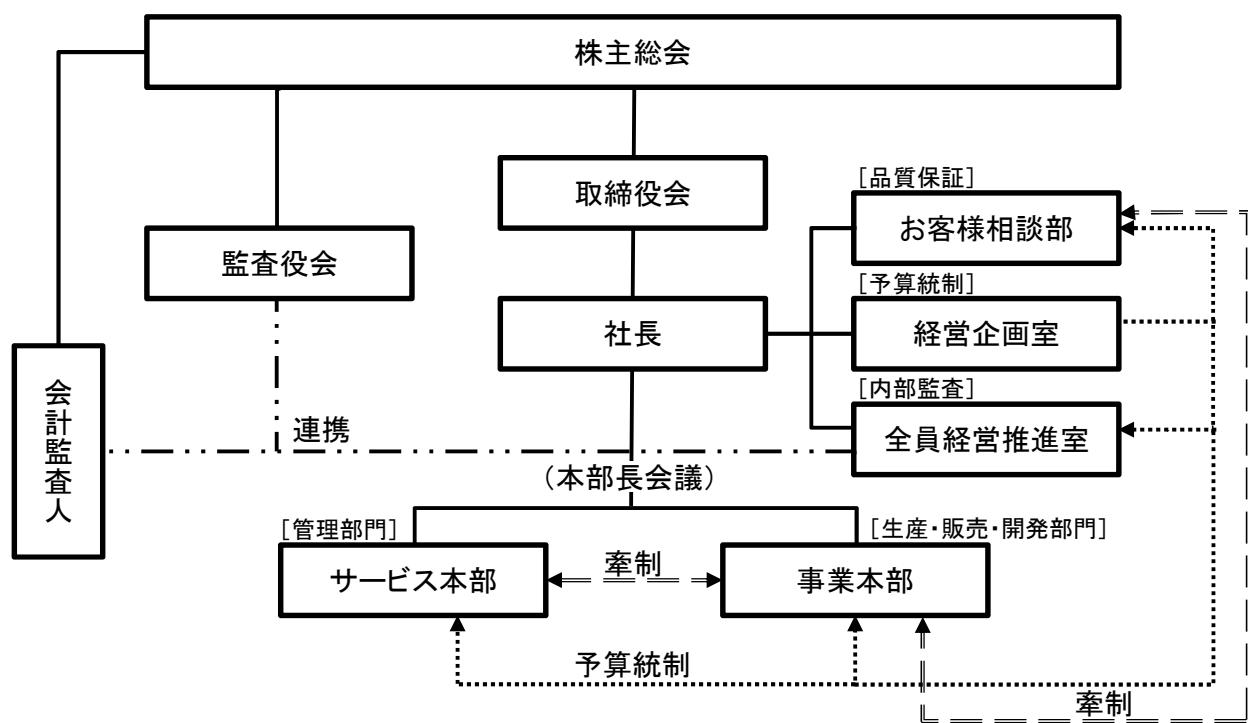
#### 2. 管理体制

- (1) 重要事実の管理のため、全部署長(子会社を含む)を情報管理者とし、情報管理責任者(経営企画室長)、総括管理責任者(経営企画室主管役員)を置いています。
- (2) 情報管理者は、常に重要事実の監視に努めています。発生した場合、速やかに総括管理責任者に報告するとともにその管理にあたります。
- (3) 総括管理責任者は、重要事実の指定・解除を行います。また、グループ全体にわたる重要事実を管理・保全するため、グループ内の重要な会議へ出席しています。
- (4) 情報管理責任者は、総括管理責任者の指示を受け、グループ全体にわたる重要事実を管理・保全し、各部署間の調整・連絡を行います。
- (5) 総括管理責任者・情報管理責任者および情報管理者は、発生した重要事実の取扱方法についてその細部を定め、必要に応じて取扱者を指定します。
- (6) 総括管理責任者は証券取引所との連絡窓口である情報取扱責任者を兼任し、重要事実の一元管理を行っています。

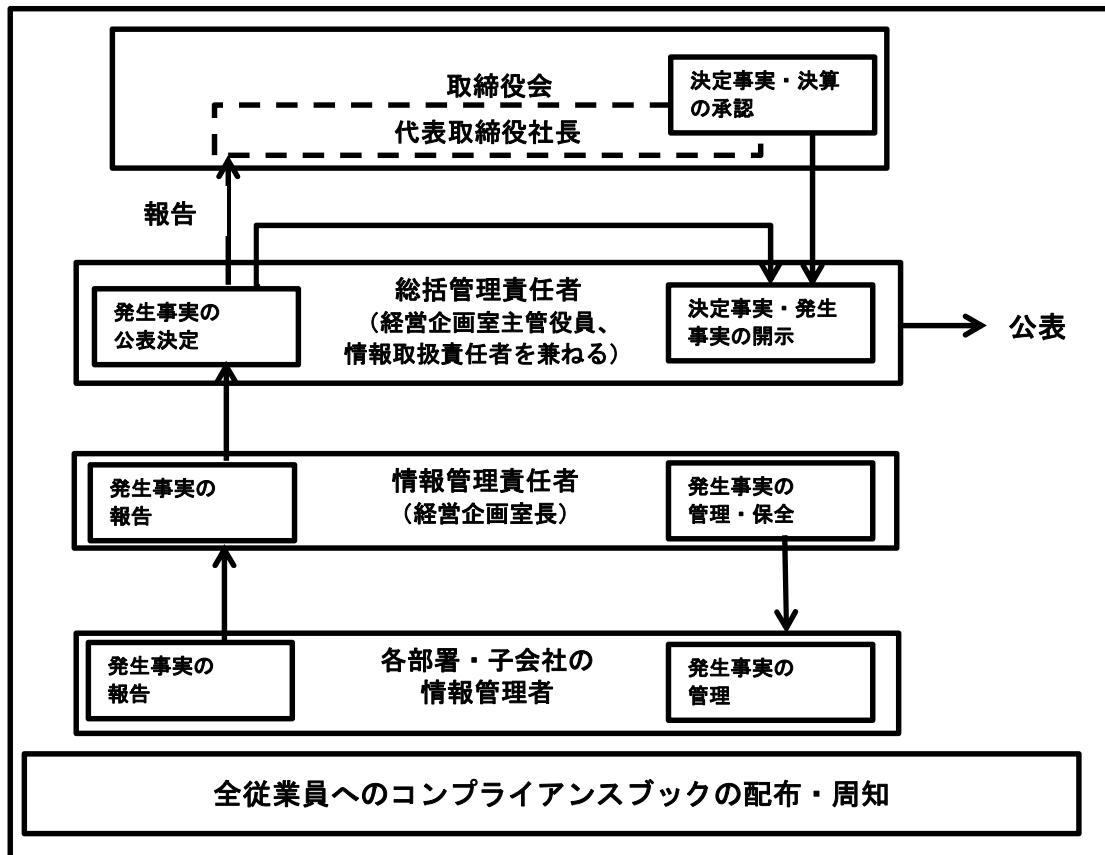
#### 3. 開示体制

- (1) 取締役会決議事項のうち直ちに開示すべきもの(主に「決定事実に関する情報」「決算に関する情報」)は、その承認を受けて総括管理責任者が開示します。それ以外の重要情報(主に「発生事実に関する情報」)は総括管理責任者が公表を決定、社長に報告し開示します。重要事実の公表はTDnetを通じ、できるかぎり早期に行うことを原則としています。
- (2) 開示資料は同時に記者クラブ(児童楽部・静岡市政記者クラブ)への投函、および当社ホームページへの掲載により社外へ案内します。

## コーポレート・ガバナンス体制



## 【適時開示体制についての模式図】



※当社は適時開示体制を内部情報等管理規程で規定、管理しています。